

総務省「地方公共団体等におけるホームページのバリアフリー化に関する講習会」

平成 28 年 9 月 7 日（水）東京会場

アライド・ブレインズ株式会社 シニアコンサルタント 大久保 翌

「みんなの公共サイト運用ガイドラインの求めるウェブアクセシビリティ対応」

お手元の資料の 3 ページを見てみますと、「運用ガイドライン P9」という記載がございます。右の部分です。こちらに該当のページ数が記載されておりますので、運用ガイドラインと対応が取れる形で説明を進行していきます。そのように確認をしてみてください。

まず、運用ガイドラインは 9 ページですけれども、「目的と役割」というところから確認をしております。山田先生や植木さんにご紹介をいただいた部分は少し割愛をしながら説明をしております。この運用ガイドラインがなぜ、何のために作られたかということが 1.1、9 ページに書かれています。ここからまず確認をしていきたいと思っております。

この運用ガイドラインは、「国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等が、高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として作成された」というふうに記載があります。

国及び地方公共団体等の公的機関、今日お越しの皆さんはそういった対象だということで、総務省より講習会の案内があったと思っておりますが、まさに皆さんの提供するホームページ等がこの運用ガイドラインの対象であることが冒頭に記載をされております。この国及び地方公共団体等の公的機関というものに、どういうものが含まれると考えるかということについては、総務省のホームページでみんなの公共サイト運用ガイドラインを公開しているページがあるのですが、そちらの方に、この検討を行った報告書も合わせて掲載されておまして、その中で病院とか学校といったような公的なサービスを行っているものを広く対象と考える、と記載がございます。今日お越しの皆さんはまさにこの公的機関に当てはまる方々でいらっしゃるかと事務局としても認識をしております。

その次に、「なお、総務省では、」という中段を見ていただきたいのですが、ガイドラインをサラサラッと読まれる際は読み飛ばしそうな箇所なのですが、実は皆さんにとって改めて確認をいただきたいことが書いてあります。これまでに総務省では「2005 年度に「みんなの公共サイト運用モデル」を策定し、2010 年度に改定を行いました。」とあります。植木さんからご紹介いただいた内容を思い出していただきたいのですが、このウェブアクセシビリティの基準、ホームページの作り方を定めた日本工業規格が日本でできたのは 2004 年です。これによって何をしなければいけないかということが、国内のルールとして明確になりました。これを受けて 2005 年に総務省はみんなの公共サイト運用モデルを策定し、公表しております。

今日はここに 200 名程度の方が集まっておられるのですが、2005 年当時は総務省の講堂

を使いまして、300名から400名近くの方が集まって、解説を行うセミナーというものが開かれました。当時は今の官房長官の菅さんが総務副大臣をしておりまして、挨拶に立たれ、私も運用モデルの解説という形で、2005年当時解説をさせていただいたのですが、その当時も多くの公的機関の方が参加されて話を聞いています。その時出されたメッセージというのがJIS X 8341-3:2004に沿ってホームページを作っていくことを始めてください、それができていないホームページについては直していきましょう、こういうメッセージが2005年に出されています。

更に2010年にJISが改正されたことを受けて、改めて総務省みんなの公共サイト運用モデルを改定し、全国の自治体さんに配布をしている。このように皆さんに改めて認識をいただきたい。今年、私は色々な場でこの話をしているので、何回か聞いたという方もいらっしゃるかもしれませんが、この運用ガイドラインは今年4月公表されたものですが、このウェブアクセシビリティの取組というものは、公的機関、皆さんにとって今年からやりましょうという話が急に始まったものでは全くないのです。2004年当時、少なくとも総務省が情報発信を始められた2005年当時から「してください」ということで、十数年「してください」という状態が続いてきたものです。公共機関の皆さんは異動がありますので、今日お越しの方々も今年から担当だとか、去年から担当だとかという方々がかなりいらっしゃると思っております、2005年当時、2010年当時の担当だったという方はほとんどいらっしゃらないと思うのですが、実際問題、JIS、総務省からのメッセージ、そして利用者サイドの問題が起きて困っているという状況は、ずっとこの十数年、あるいはそれ以上に渡って続いてきておりまして、2016年に障害者差別解消法ができたタイミングで公的機関として皆さんのホームページは取り組んでいますよね、取り組めていないということはないですよ、もし取り組めていないのであれば、こういうことをやってください、こういう形で今一度ガイドラインとして公表がされたら、こういう経緯です。

今日初めて聞くという方もたくさんいらっしゃると思いますが、それ自体がそもそも良いことなのか、もし前任の方から引き継がれていないということがあった場合に、その出発点そのものから非常にまずい状態であると認識をいただいて、中身を確認いただくことをお勧めしたいと思います。

この運用ガイドラインはどのような役割を担うかというのが三段落目に書いてありまして、公的機関で対応を求める背景、それからJISに基づき実施すべき取組項目と手順を解説するというふうにあります。JISの規定の中ではフォローしきれない、解説しきれない公共機関として業務を進めていただくための解説をこの運用ガイドラインで行っていくことが示されています。

次に4ページにまいります。改定の概要とありまして、2010年版からどのように変わったかということが列挙されています。大きく変わりましたのは、2010年版は本体が20数ページというコンパクトな内容でしたが、実際の業務に使っていただく際に参考になる情報、必要な情報というのをできるだけ今回は丁寧に盛り込もうということで、運用ガイ

ドライン自体が非常にボリュームがあるものになっております。その代わり、全てをまとめて、その一冊を手元に置いていただいたり、引き継ぎに使っていただいたり、あるいは同じ庁内での情報共有に使っていただくことができるようにということで、一冊にまとめた、というところが非常に大きいところです。いくつか今回の改定の特徴となる部分が列挙されておりますけれども、この後の解説に全て出てまいりますので、次のページ以降で説明をしていくことにします。

5 ページ目は JIS についての解説をしているところで、ガイドラインですと 12 ページですが、こちらに関しては、植木さんから詳細な解説をいただいたところですので割愛をしたいと思います。

運用ガイドラインの方でポイントとして強調しておりますのは、改正がされた 2016 年版として JIS は改正公示されましたが、ホームページの作り方に関わるルール、あるいは公共機関に必要とされる取組というもののそのものは変わりがないということがポイントとして記載されております。基本的に変更がありませんので、2016 年以前に取組を着手して積み重ねてこられた団体は、そのままその取組を継続したり深めたりしていただくということで、何か全くルールが変わったので違うことを始めなければいけない、あるいは今までしてきたことのやり方を変えないといけない、そういうことではなくて、今一度やらなければいけないことをこの運用ガイドラインで確認をいただいて、やれていたことは継続する、積み重ねる、やれていなかったことをいかに新しく始めていけるかということを考えてください、このような形で記載をしております。

6 ページ以降、「取組が必要な背景」という 2 章に入っております。運用ガイドライン 17 ページを見ていただけたらと思いますが、2.1.1 ウェブアクセシビリティが何かということからこのガイドラインでは説明をしております。

今日、そもそもウェブアクセシビリティというものについて初めて話を聴くという方も大勢いらっしゃると思いますので、このあたりも少し、解説をさせていただきます。

冒頭から山田先生、植木さんのお話にもあります通り、「高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること」これをウェブアクセシビリティと言います。障害があるから、年齢が上だからということが理由で、公的機関が発信している情報が得られないとか、分からないとか、そういう方が出てはいけません。誰でも同じように情報は得られる状態にしておこう、これがウェブアクセシビリティです。具体的にどういうことなのかについて、総務省では今年度に入ってから障害者の方のホームページの利用の実態について紹介するビデオを新たに更新して公開をされております。

そちらのさわりの部分を本日はご紹介することで、障害がある方がホームページを使っているということに少し触れていただこうと思います。これまでのお話にも何回か出てきましたし、山田先生の話にもありましたが、障害の種類というのは非常に多様ですので、色々な方が色々な形でホームページを使っているのです。その中の本当にごく一例ですが、こういう方がホームページを使っているということの一つの確認として見てみたいと

思います。まず、全盲の方のホームページ利用を紹介するビデオをこれから流します。目が見えない方がホームページを使っているところを紹介しております。目が見えない方は音声で画面の中身を読んでいきます。その様子を確認してみてください。

映像が流れる。[\(視覚障害者\(全盲\)のウェブページ利用方法\)](#)：省略

ビデオ自体はまだ先がありますが、関心がある方は今度見てみてください。目が見えていない方なので、ここに表示されていた画面の内容は視覚的には見ていないわけです。音で全ての情報を得ながら、検索をして、総務省のホームページに移動して、中を読んでいく、というところを紹介しているビデオになります。このようにして目が見えている人がマウスでクリックしている使い方とは全然違うのですが、音声の情報を得ながらキーボードで操作をするという使い方、結果的にやることは一緒です。文字を打って、検索をして、行きたいホームページに行って、中を読む。これはビデオ作成当時の総務省のホームページですが、総務省のホームページだけが読み上げられるということではなくて、きちんと作ってあるホームページであれば、どのホームページに行っても目が見えている人と同じ情報を得られる、そういうことになっています。

もう一つビデオをご紹介します。弱視、ロービジョンという障害の方のビデオです。こちらもさわりの部分を見てみたいと思います。非常に見えづらいという人がどういうふうにホームページを使っているかという一つの例として紹介されています。

映像が流れる。[\(視覚障害者\(弱視\)のウェブページ利用方法\)](#)：省略

このビデオの続きもありますので、関心のある方は見てみてください。

これは目が見えることは見えるが、非常に見えづらいという方がパソコンの設定を変更してホームページを見にしている様子をご覧いただきました。この他にもたくさん色々な障害の種類がありまして、それによってホームページを利用する際に生じかねない不便とか、あるいは工夫といったものがあるのですが、皆さんが作られて運営されているホームページ自体の作りに問題がなければ、障害があったとしても、皆さんの提供している情報をこういう形で色々な工夫をして読んでいくことが可能です。

一方で、作っている側にそういう意識や配慮がない場合にたくさん問題が起きている、ということが運用ガイドライン 17 ページに書いてあることです。資料の方に戻ります。運用ガイドラインですと 17 ページです。2.1.2 必要性というところを見ていただきたいのですが、先ほども地震がありました。そういった災害時に避難の場所に関する情報が得られないということがあったら大変なことですし、あるいは最近はパソコン等を通じて色々な手続きを行うことも増えているわけですが、それができないということになりますと行政サービスをそもそも得られるのか得られないのか、ということに直結しかねない。そう

ということで「社会生活で多大な不利益が発生したり、災害時等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性」もあります。インターネットで提供されている情報が得られないとか、ホームページが利用できないというのは、それくらい生活、あるいは生きていくということにとって欠かせないものになっているということを再確認しております。

その上で公的機関のホームページの作り方が良くないために起きている問題というのはすごくたくさん種類があります。JISの基準でも植木さんのお話があった通り基準が61ある、というぐらいの話ですので、実際に皆さんがホームページを、どういう情報をどういうふうに作っていくかということによって色々な問題が起きるのですが、象徴的な例として4つガイドラインでは列挙されております。

1つ目が、安全に関わるデータを表したグラフが画像で掲載されておりました。その画像に代替情報と言うのですが、画像の説明文が用意されていなかったために、視覚に障害がある人が音声読み上げソフトを利用して情報を得ようとした時に、安全に関わる情報を入手できない。これは非常に、そういうことが起きてしまうということがあったら、致命的な問題です。情報が読めないというそのものが問題ですけれども、目が見えていない方は特に情報を自分が読めていないことに気付いていない、というような状況も起きえます。一部分が読めていないなと気付いたら、もしかしたら周りにだれか人がいればここに何が書いてあるのか聞くこともできるかもしれませんが、自分にだけ情報が届いていないということにそもそも気付けないと、その人には情報が伝わるということが起きないかもしれません。そういう非常に重大な問題が起きる可能性があるということを書いています。

二点目は「施設の所在地と道順を示した地図において、最寄りのバス停の名称を示した文字の色が薄く、色を識別しづらい利用者がバス停の名称を読み取れない。」という例が出ています。これは色の使い方の話です。今日は時間の限りがありますのでなかなか踏み込んだお話をしていくのが難しいのですが、色を使ってはいけないということではなくて、色の使い方によっては読めない人も出てしまうかもしれないので気をつけなければいけない、という話です。

三点目は、市長の会見の内容を動画で提供するようにしたのだけれども、話した内容は字幕で提供されていないので聴覚に障害がある人に内容が伝わらない。

四点目は公式ホームページで上の方に共通のメニューとして用意されたものが、マウスでは上手く使えるのだけれども、マウスが使えなくてキーボードだけで操作している人がいるのです。そういう方々がメニューを操作できなくて事実上そのホームページを利用できない、そのような例が挙げられております。

もう少し理解を深めていただくために、今回、後で少し触れるのですが、この講習会の開催にあたって、全国の自治体のホームページでどのような問題が起きているかということ調査させていただきました。その中でも見受けられたことの中からヒントを得まして、サンプルのページを作ってきております。これを音声で読み上げるということを見せてい

ただいて、目が見えない人にとっての困難というものについての理解を深めていきたいと思ひます。まず、問題がない例から読んでみようと思ひます。

今、音声の読み上げソフトを立ち上げましたので、これからここに書かれている内容を読んでいこうと思ひますけども、後ろの方で見えづらひ方には申し訳ないですけど、「台風 10 号の接近について」とあって、「避難・休校・催し物中止等台風接近に関わる重要なお知らせをこのページでお伝えします」というような書き出しから始まる一つのサンプルのページです。音声で読んでみたいと思ひます。

音声流れる：問題がない例

こういうサンプルです。音声で読むというのに聞き慣れている、聞き慣れていないという差は皆さんあると思ひますので、聞き取りにくいなと感じ取られた方もいらっしやるとは思ひますが、概ね目で見ている内容が音の世界で聞けたと思ひます。このようにきちんと作られているとそのまま読んでいくことができる。目が見えていなくても同じ情報を得られるということになります。色々な悪いパターンというのが考えられるのですが、一つ見てみましょう。まず「台風 10 号の接近について」というところを読んでみますので、そのように聞こえるかどうか、聞いてみてください。

音声流れる：問題がある例

どうでしょうか。先ほどに比べてなんだかよく分からなくなりましたが、「だいかぜいちぜろごう」とまず読み上げました。皆さんが理解しやすいように極端な例で作っているのですが、意外とよくある例でして、文字と文字との間に全角のスペースが入っているのです。これは公共機関のホームページでは、こういうふうな見出しを見出しっぽく見せようということでスペースを空けていたり、ここにも入っているのですが、均等揃えをしようということで、表の中に入っている文字を均等揃えしたくてスペースを入れてみたり、人の名前を格調高く見せようということで、市長さんの名前の文字と文字の間にスペースを入れてみたり、色々なケースで行われるものですが、実はこの何でもないような話が JIS の基準に抵触をします。理由は今読んだ通り、内容が伝わらない読み方しかできなくなってしまうからです。もともとの例というのは、こちらで見ていただいたものはスペースが入っていません。普通に並べて書いてあると「台風 10 号の接近について」というふうに単語を単語として理解しながら音声読み上げソフトが読んでいくことができますが、こちらの悪い例の方では、スペースが入っているので漢字を一個一個読むことしかできなくなって「台風 10 号」と読めなくなっています。「だいかぜいちぜろ」と読んだと思ひますが、こういうようなことが起きてきた時に何のことを言っているか伝わらないかもしれない、伝わりにくいかもしれない、そういうようなことが起きます。その先も読

んでみたいと思いますが、その下には画像が置いてありまして、「避難・休校・催し物中止等台風接近に関わる重要なお知らせをこのページでお伝えします」と書いてあります。このページではこれから台風が近づいて来るけど、重要なお知らせをこのページで掲載していくから注目してってくださいね、ということをしごく皆さんに伝えたくて赤い画像にしてある、そういうものです。ここを読んでいきたいと思います。最初から読みます。

音声流れる：問題ある悪い例

分かりましたでしょうか。今「接近について」と読んだ後にすぐ「お知らせ」というところに飛んだのが分かりましたでしょうか。画像の文を読まなかったですね。これは悪い例として作る時にこの画像の代替のテキスト、説明文というものを私が入れなかった、というものです。皆さんのホームページでも、後で調査結果が出てくるのですが、結構なページでこの画像の説明文というものがまだまだ入っていないのが確認できます。こういう大事なお知らせを画像で目立たせるように貼ろう、それによって目が見えている人にとっては赤くドーンと出て目に入りやすくなって良い効果があるわけですが、その時に画像の説明文を入れないと目が見えない人にはその情報が丸ごとなくなってしまう、こういうことが起きるのです。先ほどのビデオにもあったように音声で読んでいる方がいらっしゃるわけですが、その人に情報が届かないとか一部が欠落するとか、間違って伝わるとか、そういうことの原因になるかもしれません。そのようなことを確認いただきたい。これそのものの例はないと思いますが、これは実在しないページを作りましたので、皆さんの提供されているホームページの中でこれと似たようなことが起きていないだろうか、こういうことを確認していくことがウェブアクセシビリティの取組の出発点になると思います。

話を資料の方に戻します。運用ガイドラインでは21ページ、「2.1.4 ウェブアクセシビリティ対応に関する誤解」というものが21ページにまとめて記載されています。こちらは先ほど植木さんからお話をいただいた内容がガイドラインに書いてあるものです。この誤解というのはずいぶん前から根強くあるものでして、先ほどお話があった通り、音声の読上げ機能を、皆さんの何とか市でしたら、何とか市のホームページに音声読み上げ機能を導入しないとアクセシビリティに対応したことにはならないのではないか、こういう誤解はずっと昔からあります。公共機関で流行ったものですから、いくつもの自治体さんや省庁で導入されたことが実際にありましたので、隣の市がやっているのになんでうちの市はやっていないのだ、みたいな話が例えば議会であったとなると、これはやらないといけないのではないかということで、とにかく良く分からないけれど導入してしまう。導入するとホームページの上の方に音声読み上げみたいなボタンが出まして、いかにも障害者の方に配慮しているふうに見えると言えなくもない、ということで、そういう機能を導入することによってアクセシビリティに対応したことになっていると思込んでしまう団体の方が

多数いらっしゃいました。

これは実は2010年の総務省みんなの公共サイト運用モデルから同じようなことが書いてあったのですが、改めて2016年の運用ガイドラインでも明記しております。皆さんに求められるアクセシビリティ対応というのは下線部分です。「ホームページ等においてそのような支援機能を提供することではなく、ホームページ等の個々のページをJIS X 8341-3:2016の要件に則り作成し提供することにより、利用者がそのページを閲覧できるようにすること」である。これ以上言いようがないくらい明確に書いてあります。支援機能を色々取り揃えて並べるのではなくて、色々な支援機能を必要な人は自分のパソコンに入れているわけです。そういう方がホームページに来た時に読めるように作ってください、こういうお話です。例えば皆さんの、自治体さんであれば庁舎があるとします。そこで車いすを配ってください、という話をしているのではなくて、車いすで入ってこようとした人がきちんと中に入っていけるようにスロープをゴミでふさがないでください、物置みたいに使わないでください、そもそもスロープがないのであれば付けてください、手すりをつけましょう、とかそういう話をしているのです。障害がある人が入って来た時に、中にスムーズに入っていけるようにしましょう、障害があるからといって入れないということが無いようにしましょう、という話であって、松葉づえのレンタルとか車いすのレンタルをしてください、と言っているわけではない。ということで、ここでは大きな誤解が根強くあるということでこちらに書かせていただいております、各団体で既に入れて運用している団体もあると思いますが、継続が必要かどうかという時の判断材料ですとか、これから新たに導入しなければいけないという話がどこかで出た時の検討の参考に使っていただけるように、ということで21ページにご用意しておりますので確認をしていただきたいと思います。

めくっていただきまして、資料9ページ、運用ガイドラインの22ページ目以降に、求められる背景としての法律・規格・指針等、詳しく解説があります。こちらは山田先生、植木さんから詳しい説明をいただいたところですので、割愛をしたいと思いますけども、運用ガイドラインの方では個々の法律の関係する部分を引用する形で数ページにわたって丁寧に記載する形にいたしました。ご自身で勉強される際、あるいは他の方々に必要な性を説明されるという時に、法律的根拠がこういうふうにあるのだ、こういう形で二重、三重に求められている取組なのだということを説明することに使っていただけるようにということでご用意しておりますので、運用ガイドラインの2.2.1、22ページ以降というものは必要な際に活用を是非いただきたいと思います。引用して、特に関係するところを赤字にして線を引っ張るという形で掲載しておりますので確認をしてみてください。

10ページ、障害者差別解消法の話です。運用ガイドラインでは22ページから30ページあたりにかけてこの障害者差別解消法に関する説明が出てきます。こちら山田先生に詳しくお話しいただいたところですので、運用ガイドラインに書いてある内容のおさらいをもう一回しておきたいと思いますが、二段構えでこの法律は理解する必要がある、という話が山田先生からもあったと思います。

一つは環境の整備です。「合理的配慮を的確に行うための環境の整備」としてこのウェブアクセシビリティ、情報アクセシビリティの取組が位置づけられている。「各団体においては、事前的改善措置として計画的に推進することが求められます。」ということです。環境整備というものを行っていくにあたって何をすべきか、どういうことをやっていくことが環境整備につながるのか、ということ解説しているのが正にこの運用ガイドラインですので、この運用ガイドラインに書かれている内容を適切に理解して、とにかく実践いただくことが必要と考えられます。

二点目、合理的配慮の提供ということが義務付けられております。改善の要望が当事者等からあった場合に、障害者差別解消法に基づいて、対応を行う必要があります。個別のページのここが読めなくて非常に困っているので直してほしい、という要望があった場合に、それにこたえなければならない。何らか対応を行わなければいけない。これは義務付けられているわけですが、そこのページを直すということだけで、対応を終えるのではなくて、一番最後の下線が引いてあるところですが、「同じような問題が各団体のホームページ等の他の箇所でも生じないように、ホームページ等の全体の改善計画へ反映することが求められます。」ということが障害者差別解消法の主旨に則って、このガイドラインに盛り込まれました。これは環境の整備につながっていく話でして、後で出てくるのですが、皆さんのホームページは何千ページ、何万ページもありまして、ある特定のページで困ったということではちょっと対応して終わりとしても、また次の日に他のページで同じような問題で他の人が困るかもしれない、ということがあってはいけないということで、とにかく問題があったという形が万が一出ってしまったら、対応するのですけれども、その対応というものが他のホームページにも波及する取組になっていくように、改善計画に反映してください、ということが盛り込まれております。

資料は 11 ページ以降に話を進めます。これは参考情報として、先ほど少し触れたのですが、全国の地方公共団体のウェブアクセシビリティ対応の状況についてこの講習会の前に調査をした結果をご紹介します。都道府県、市、特別区、それから一部の町村についていくつかの観点から調査を行いました。公開されている公式ホームページの全ての HTML と PDF を機械的に分析するという形で皆さんの取組状況を、一定の基準で見せていただいたという結果です。

まず、13 ページ目をご覧いただきたいのですが、皆さんの公式ホームページだけをとった場合の数字だと思っていただきたいのですが、どのくらいページ数があるのかを見ております。全体の平均をとりますと、HTML で約 1 万ページ。PDF でも 1 万という規模になっておりまして、自治体の種別でみると都道府県や政令市がページ数としては多い、とこれはなんとなく納得感があるところですが、町村でも平均して 3 千ページ近くの HTML のページがあるというような結果になっておりまして、右側の自治体の種別を関係なく見た分布のグラフなのですけれども、5 千ページ、1 万ページ以上 3 万ページ未満という規模も相当数あるということで、政令市でない市とか、場合によっては町村でも数千

ページ、1万ページという規模のホームページがゴロゴロあるという、非常にコンテンツ数が多いというのが公共機関のホームページの取組を考える上で避けて通れない事実です。これをまず、皆さんと共有しようということで掲載をさせていただきました。

その上で14ページに記載しておりますが、三つの観点で皆さんのホームページを見ました。一つはページのタイトルというのが書かれているだろうかということで、これはJISのレベルAに相当するのですけれども、そもそもページの中身を照らして適切かということを確認するのですが、そもそも書けていないということが起きていたら問題です。そういうことが起きていないか。それから、先ほど少し見ましたが画像に対して代替テキストという説明文が用意されているかどうか。そしてもう一つ、各ページにページのタイトルに相当するものを大見出しとして用意するということが多いと思うのですけれども、そこにJISが求めている適切なHTMLのタグというものが付いているかどうか。そういう観点で、これらはアクセシビリティを取り組んで行くという観点では基礎中の基礎ということになると思います。少なくとも、これらに問題が出た時点でJISのレベルAに準拠できていない、そういう状態です。中身の議論に入ったりする以前に、そもそもできていない、という状態です。こういう基本的な問題がどういう状況かというのを確認しております。

15ページ目なのですが、一番右側のグラフです、ページタイトルがないというページがすごく多いぞという団体さんは、さすがに比較的少ない。一方で、画像の代替テキストがないとか、大見出しがないとかというページが相当数あるという団体さんは結構な割合でまだ残ってしまっているという状況が分かっている。これを地域別とか、自治体種別でも分析をしておりますので、資料の後半78ページ以降にグラフを掲載していますので、関心のある方はまた後で見ていただければと思うのですが、まず、地域差というのは傾向としてはあるように見受けられます。関東や近畿地方と比較して、東北地方ですとか、四国、九州、沖縄といった地方を見た時に、問題が多いという傾向が見受けられます。

それから自治体の種別で見ていきますと、都道府県がきちんとできていて、町村、市になると問題があるというようになってきているかと思いきや、必ずしもそういうわけではなくて、都道府県や政令市でもできているところとできていないところがあるという状況です。町村でもばらつきがあります。ただ全体的に見て、町村は少し問題が多いかなという傾向が見られますけれども、必ずしも自治体の規模が大きければ大きいほど取組が進んでいるかというところも言い切れず、自治体の規模とあまり関係なく、取組を着実に実践できているところと、実践できていないところがあるのだというふうに見ております。

それから三つ目はページ数に対しての傾向なのですが、これも同様でして、ページ数の規模に関わらず問題が多い団体というのがあります。ページ数が多ければ問題が多いか、というところ必ずしもそういう結果になっていません。これは、明らかにデータとして出ておまして、皆さんにも改めて認識をいただきたいと思うのですけれども、2004年2005年当時というのは、これから取組を始めようという時期でした。今から十数年前です。その

当時というのは例えば、千ページのホームページよりも一万ページのホームページの方が十倍のページがあるわけですから、取組には時間もかかるかもしれないし、人手もかかるかもしれないし、お金もかかるかもしれないから大変そうだよね、こういう話が実際にありまして、ある程度納得感を持って共有されていたように記憶しています。ただそこから十数年経ちまして、皆さんのホームページを分析していくと結果は少し別な方向に出てきていて、ページ数が多いとか少ないとかに関わらず、できているホームページとできていないホームページがある、というふうに見えてきています。これは、まだまだ取組を実は始めていなくてこれからなんだという団体さんには良く聞いておいていただきたいのですが、ページ数が多いからできていないのですとか、ページ数が多いから時間がかかるのです、という説明が 2016 年の段階でちょっと成り立たなくなっているのではないかな、というのがデータから見てとれるところです。実際に、たくさんページ数があるにも関わらず、成果を上げている団体さんがゴロゴロ出てきているわけです。そういう状況ですので、うちはページ数がよそに比べて多いのでできないのです、という説明は非常に成り立ちにくいというふうに見えます、ということをお伝えしたく、調査結果を掲載させていただいているものです。

公共機関の取組状況に関するその他の調査の事例というのが 17 ページに掲載されております。

色々ある中から三つご紹介しているのですが、ウェブアクセシビリティ基盤委員会が「公的機関におけるウェブアクセシビリティ方針策定と試験結果表示」というものをどの程度行われているかということは何回にも分けて調査を行い、公開をしております。

それから、先ほど、お話がありました、ウェブアクセシビリティ推進協会では、埼玉県、あるいは他の自治体もあるのですけれども、ウェブサイトのアクセシビリティの対応調査をして、研修会を行ったという取組も紹介があったりします。

あるいは後でご紹介しますが、総務省さんの **miChecker** (エムアイチェッカー) というチェックツールがあるのですが、この基準で自治体のホームページ、自治体等々のホームページの調査をした結果、どの程度エラーがでたのか、ということを一ページにわたって調査をしたというものもございますので、是非、このあたりご覧になっていないという方は全国の他の団体の取組状況がどうなっているのか、ということを確認する際に見ていただけたらと思います。

18 ページからガイドラインが求める取組とその期限という話に入っていきます。ガイドライン 32 ページです。冒頭にお話した通りなのですが、このガイドラインというのは初めてできたものではないのです。2005 年版にみんなの公共サイト運用モデルというものがある、2010 年版という改定版がありました。2010 年度のみんなの公共サイト運用モデルには取組の期限と達成等級の目安というものが示されていたのです。実際、多くの団体がこの期限を目指して取組を進めまして、成果を上げた団体もたくさんあります。

一方で、その下に総務省が実施した調査によると「実行している団体と、そうでない団

体があることが分かっています。」と書いてある通り、総務省の方でも調査をされて、実際に成果をあげている団体と、そもそも取組に着手できていない、上手く成果を上げられていない団体があるということが分かっているのです。

2010年度版においては、このように目標が設定されていました。2012年度末までに「ウェブアクセシビリティ方針」というものを策定し公開してください。2013年度末までにJISの等級A、今でいうレベルAに準拠して、試験結果を公開してください。2014年度末までに等級A、AAに準拠して、試験結果を公開してください。こういう期限を設定して、示して、取組を促したという経緯があります。これによって、順調に取り組めている団体と、そこにまだ追いつけてない、あるいは取組を開始していないという団体が出てしまっているという状況が2015年の段階で確認をされておりました。

これを踏まえまして、次のページです。20ページになるのですが、運用ガイドラインでは33ページになりますが、まず前提とする事項として、二点確認しましょう、ということが書かれています。新たに障害者差別解消法という法律が施行されました。2016年の4月1日から新たに施行されています。このような大きな環境変化がありました。

それから二点目、障害者基本計画第3次の取組の対象期間、これが2017年度末までに設定されています。この2017年度末までに省庁はJISに対応を進めましょう、それから地方公共団体のウェブアクセシビリティの取組を推進しましょう、ということが計画されているわけですが、この2017年度末まで、というところまでに成果を上げなければいけない、こういう新しい事情があります、という二点、確認をしております。

これを踏まえて、「3.2.2 公的機関に求める取組」というところで運用ガイドラインは、「障害者差別解消法の施行、障害者基本計画（第3次）（対象期間：2017年度末まで）等を踏まえ、公的機関の提供するホームページ等について、次ページに示すとおり速やかに対応してください。」というふうに書かれています。どのような内容かというのを運用ガイドラインの本体の34ページをご覧ください、資料は21ページになります。速やかに対応してくださいということですので、いつまでかというと、すぐにやってください、すぐに成果を上げてください、というメッセージです。大きく分けて二つのことが求められております。一つはウェブアクセシビリティを実際に確保することについて、それから二点目は取組内容の確認と公開とあります。後でもお話しますが、今回の運用ガイドラインが2016年版になったということで、新しく加わった取組です。公共機関に新しく求められるようになった取組が二点目に出てきています。

一点目は、とにかくAA準拠をいち早く実現してください、ということが書いてあります。「(1)既に提供しているホームページ等」というものについて、まず二つに分けて書いてあります。レベルAAに準拠しているホームページについては取組を継続して、さらに取組を推進してください、ということが書いてあります。これは既に、一定の成果を上げているホームページについて取組をやめるのではなくて継続してください、更に取組を深めてください、というメッセージです。これに対して何をやるべきかということ

もこのガイドラインには書いてあります。

一方でその下、「レベル AA に準拠していないホームページ等」、本日お越しの皆さんが携わっておられるホームページは大部分がここに相当するのではないかと思いますけども、その方々に対しては、「速やかに、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開」してください、とまず書いてあります。方針というのは何かということはこの後にお話しますけれども、速やかに方針を策定して公開してください、これがまず一つ目です。

それから二つ目。「遅くとも 2017 年度末までに適合レベル AA に準拠（試験の実施と公開）」を行ってください。ということで第 3 次障害者基本計画の対象期限である 2017 年度末までに対して、遅くともそこまでに、ということで、2017 年度末まで成果を上げなくて良いですよ、と書かれているのではなくて、「速やかに」という方を先に読んでください。速やかに対応をしてください、ということを示した上で、遅くとも 2017 年度末までには AA 準拠、試験の実施と公開というものを行ってください。こういう話になっております。このガイドラインを初めて読まれた方は、ずいぶん唐突な話だなと思われた方もいらっしゃるかもしれませんが、先ほどからお話しております通り、2004 年 2005 年以降求められている取組です。そして 2010 年には期限が設定されて、取り組んでください、という話が出て、全国の自治体にはそれが配布されまして、実際に取り組んでいる団体がたくさんあるわけです。その状況を踏まえてですので、速やかに、そして遅くとも 2017 年度末までという形に書かれております。

「(2)新規に構築するホームページ等」については AA に準拠してください、ということで、新しく作るホームページはきちんと JIS に則って作ってくださいということが書かれています。

二点目新しい取組として、取組内容の確認公開というものが求められますので、これは後で、時間をとって解説をしていきたいと思っております。

このように速やかに取り組んでください、ということが改めて提示をされたということを確認いただきまして、更に資料 21 ページの左側に記載されております通り、また冒頭のご挨拶でも総務省さんからありました通り、来年度以降、取組の状況を調査するということとを具体的に計画されている、ということで、実際に取組が進んでいるかどうかということの調査が来年度以降行われる予定である、ということとを改めて確認をいただきたいと思っております。

運用ガイドラインの方になりますと 36 ページになるのですが、このガイドラインが示す内容のメッセージについて 5 つの柱を提示しています。こちらの考え方の部分なのですが、とても大事なものなので理解をいただいた上で進めていただくというのがよいと思っております。

まず、「基本的対応の徹底」というのは、ウェブアクセシビリティ方針を公開したり試験の結果を公開したりという、このガイドラインがしてくださいと言っていることを漏らさず、きちんと対応いただきたい、ということです。

二点目、「段階的拡大」とありますが、理想は非常に高いところにあるのですが、各団体色々な事情があると思います。各団体として、取組を行う対象範囲ですとか、内容、レベル等について、一気に理想的なゴールに行けてしまう団体があればそれはそれに越したことはないのですけれども、なかなかそうはいかないという場合も、何か小さなことだけをやって終わりだとか、全くやらないということではなくて、実現可能なところから段階的に進めていって最終的にゴールを目指すという、段階的にレベルを上げるとか、対象範囲を広げるという考え方を採用してください、こういうメッセージになっています。

三点目「継続性」とあります。こちらは、この取組は今年やって終わりとか、来年やって終わりということではなくて、これからずっと継続していくものとしてください、そういう取組として計画をして実行してください、ということが書かれています。これもとても重要なことでして、2010年のみんなの公共サイト運用モデルに基づく取組を実施した団体さんの中で、取組をずっと継続していくことを前提に計画をされて成果を上げている団体さんと、ウェブアクセシビリティというのが何かよく分からないけどもやらなければいけないということで、瞬間的にある年度に予算をとられて取組をして、それ以降継続されずに担当の方も変わり、ホームページを作成する職員の方も異動し、ということで、またそのホームページが悪くなってきたり、重要だということが薄れてきたり、ということが起きている団体さんがあります。植木さんからお話にもありました通り、ホームページは取組を継続していかないと、PDCA サイクルというお話がありましたけれども、継続していくということが非常に重要だということで、継続的に取り組む計画としてください、これが三点目です。

四点目は取組内容と実現内容を確認して、これをホームページで公開してください、というものです。これは後で中身が出てくるのですけれども、何が取り組んでいる、取り組んでいない、あるいは JIS にどの程度対応できているかどうかということの試験結果をホームページで公開するということが外に対して示してください、これが四点目です。

五点目「利用者との協調」とありますが、何を目指しているということに立ち戻りますと、高齢者・障害者等を含めて問題なく情報が利用できるよという利用者にとっての取組ですので、利用者の人に参画してもらおうとか、意見をもらいやすくするといったような体制整備も含めてやっていってください、この五つが柱になっています。この五つの柱に則ってこの後ご紹介する取組というものが求められているというふうに理解してください。

運用ガイドライン 37 ページ、資料 24 ページですが、取組の全体像が示されています。大きく分けると四つのブロックに分かれていて、一つ目が運用ガイドラインの 5 章に当たるのですけれども、ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開というブロック、それからその方針を実現するためにホームページを良くしていくという取組をしたり、問題のないホームページを作るための体制を整理していったりということを行います。それがこの「取組の実行」という真ん中の一番大きなブロックです。

その上で、下の三つ目のブロックに行きますけれども、運用ガイドラインの本体で言いますと 7 章になりますが、取組の内容及び実現内容を確認して公開する、こういう取組になります。

そして、四つ目のブロックに行って、どの程度できている、できていないということを確認した上で、方針というものを定期的に見直して、さらに見直した方針を公開する。これをグルグルグルグル回してください、と言っているのです。

ウェブアクセシビリティ方針をまだ公開していない団体はこの 5 章から始めることになります。「ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」というところから始めます。ホームページを良くするための体制作りとか実際に改善するとかいう取組を何らか行って、取組を行えている、行えていないというのを確認したり、ホームページの試験を行ったり、公開をして自団体の方針の見直しを行う。これをまた、繰り返して、毎年毎年行っていってください、こういう全体像になっています。

この中で外に対して成果ですとか目標なりを公開してください、というふうになっているものが三点あります。必要であれば星印でもつけていただければと思います。

5.3「ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」とありますが、これが一つ、目標を設定して、内外に公開するという一つの成果です、これをしてください、そもそも 2012 年度末までに公開してください、というものですから、もしも知らなかったとか出せていなかったという団体がある場合は速やかにしてくださいという話になっています。それから色々な取組をしてホームページを良くしようということをした上で二点、成果を外に出すというものがあまして、一つは 7.1「取組内容の確認と公開」。三つ目が「ウェブアクセシビリティの実現内容の確認（試験）と公開」ということで、この 5.3 と 7.1、7.2 というものが内外に成果を公表するというターゲットとなる取組です。その他のものは、それらを実現するために必要となる準備とかホームページを直すために必要となる取組、そういうものになっています。全体の構成がなんとなくイメージしていただけたでしょうか。方針というところで目標を設定して公開します。その方針で示した目標を実現するために、少しでも近づけるために必要な体制整備とか改善の取組とかを行います。その上でできている、できていないということを取組内容、それから実現内容という二つ公開をします。こういうことになっています。この後色々な話が出てきますので、全体のどこに位置付けられているのかというのが一つ一つに注目すると分かりにくくなってしまおうと思うのですが、内外に何かを公表しないと、という意味でのゴールとしては、まずウェブアクセシビリティ方針の公開、取組内容の公開、試験結果の公開、この三点です。ということを確認した上でこの後の取組に入っていただきたいと思います。

運用ガイドラインでは、39 ページ 40 ページに年度をかけて段階的に取組を行っていくイメージというのが書かれています。39 ページはこれから取組に着手する場合ということで 2016 年度をウェブアクセシビリティ方針の策定と公開を行う年というふうに位置づけています。その上で、2017 年度の下の方に試験 7.2 で、「実現内容と確認と公開」と書いてあり

ますが、ホームページの試験結果を公開するというのが2017年度に出てきていると思います。これを目指して2017年度のこのあたりに、ガイドラインを策定するだとか、職員研修を行うだとかいうホームページを改善したり、大丈夫なページを作っていけるようにするための体制整備をしたりするための取組を2017年度から行うというイメージになっている。これは必ずしもこうでなければいけないというものではなくて、2016年度から職員研修を開始していただいてもいいわけですし、それは団体の事情に合わせて設定していくものですけれども、16年度に目標を設定して17年度に試験結果を公開するというふうに計画をしたとすると、というイメージとして見ていただければと思います。

40 ページは既に試験結果を公開している団体のイメージとして、ここでは公式ホームページとそれからそれ以外というものをイメージが分けて書かれていまして、公式ホームページ以外に取組を広げていくというイメージが出ています。公式ホームページについては今までの取組を継続して行ってください。公式ホームページ以外のホームページで取組着手できていないホームページを順次取組を開始して試験結果の公開まで持って行ってください、こういうイメージが出ています。

では順を追って、取組の内容をガイドラインに沿って確認をしていきます。

まず、41 ページに「運用ガイドラインを実践する体制」というところから話がありまして、こちらはとても重要な話なので後で戻って読んでいただきたいと思いますが、その中で4.3.2というところをご紹介します。団体内のホームページ全てが対象なので、この取組の求められている対象は、公式ホームページだけではなくて、その団体が提供している、どこかの部署が作ったキャンペーンサイトとか、イベントサイトとか、そういう物も含めて全てのホームページやウェブサービス、ウェブシステム等が対象ということになっています。

この話自体は運用ガイドラインの54ページほどに出てくるのですけれども、そうであることを前提に全ての取組が推進されるように団体内で役割分担を検討して実行できるようにしてください、ということが書いてあるのです。このあたりになってきますとホームページの作り方の話ではなくて、皆さんの組織の中でどういうふうに業務として位置づけていただいて推進いただけるか、という話なのですけれども、公式ホームページの所管部署というものがあると思います。公式ホームページ以外にも色々な形でインターネットを使った情報発信というのはしておられると思います。そういったものすべてに取組が波及して前進していくように、色々やらなければいけないことがあるのですが、それをどの部署がやるのかということを確認なり相談して始めて行ってください、ということが書かれています。

これはこれまでそういうことに着手しておられない団体さんにとっては恐らくとても重たい話だと思います。公式ホームページ以外のホームページが何個あるのかそもそも誰も把握していないとか、どの組織が責任を持って分担しているのかを一括して管理している組織がないとか、そういうケースというのは多々ありまして、そういう団体さんも含めて、

自団体の提供しているこのホームページ等全てが対象であるということを前提に役割分担から相談をして、実行に移してください、ということが書かれています。それは「ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」という、お手元の資料では30ページ、運用ガイドラインでは46ページを見ていただけますでしょうか。ここに書かれている内容が前提となっていて、とても重要なことです。

「ウェブアクセシビリティへの対応が求められている対象は、各団体が作成し運用する全てのウェブコンテンツです。」と書いてあります。注意点として、上の文章で言っていることですが改めて「公式ホームページはもちろんのこと、下記に例示するとおり、関連サイトやウェブシステム、職員向けのウェブコンテンツも含めた「全てのウェブコンテンツ」が対象です。」と改めて注意点として記載されています。このことを今日、お越しの皆さんは必ず理解をして、持ち帰っていただきたいと思います。

今日初めて知ったという方ももしかしたらいらっしゃるかもしれませんが、実は2010年、もっと言いますと2004年のJISから公式ホームページだけしてくださいという話は一回もないのです。公共機関のホームページと全てが対象であるということが一貫して言われております。特に2010年度版のみんなの公共サイト運用モデルでは、こういったことが既に明記されております。取組が進んでいない団体において、優先順位をつけるとしたら公式ホームページからまずしなくてはいけないだろうということで、取組を始めてきたという経緯があるだけでして、住民の方から見たら、あるいは国民の方から見たら、広報部門の担当しているホームページは利用できます、他の部署が作っているホームページは利用できません、というのは意味が良く分からないというか、これは内部の事情です、誰が運営しているかというのは。その組織で提供しているホームページである以上きちんと利用できるような品質にしていこう、こういうお話です。

この中でもう一つ注意点が31ページに書いてあります。運用ガイドラインの47ページです。「各団体が管理、運営しているPC向けの公式ホームページの他、観光用サイトやイベント用サイト、PC用とは別に管理しているスマートフォン向けサイト、また指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているウェブコンテンツ等をすべて含むものです。」ということを改めて明記をしております。さらに自治体さんは自分のところの団体なのか関連組織なのか、非常に距離感が微妙な団体さんがあると思います。議会、教育委員会、図書館、外郭団体といったようなところについて、同一の組織であるというような角度から説明される場合もあれば、基本的には別組織として役割を担っているので別なのですと説明される場合もあれば、団体さんによって説明の仕方が違ったり捉え方が違ったりする場合もあるということがあります。そういう組織については、同じ団体として取組の対象とするか、別組織として位置づけるかということを各組織で判断してください、というふうに書かれていまして、いずれにしても自分の団体が提供しているホームページ等がどこからどこまでなのか、ということを明確にして、それらに対してウェブアクセシビリティの取組が行われるように組織の中で役割分担をして、推進して行ってください、というメ

メッセージが公式ホームページのご担当部署に運用ガイドラインとして提示されている、そういう状態です。

取組にいち早く着手されている団体では、例えば、先々月ある団体さんで指定管理者が運営するホームページ等がたくさんあるという組織でして、外部サイトと呼ばれたりするのですが、そういったホームページの所管部署とその管理運営をしている業者さんを一齐に集めて、ウェブアクセシビリティとは何なのかということと、運用ガイドラインが求めている内容というのを説明する説明会を開かれたり、そういうことに既に着手されている団体もありますし、そもそも自分のところの運営しているホームページがどこにどれだけあるのか把握していないという団体さんは、このガイドラインの内容を踏まえて大慌てで各部署に照会をかけて、管理運営しているホームページの洗い出しに奔走しておられる、そのような状況です。まず把握をしておられない場合は把握をするということが必要で、その対象はこの通りですよ、ということがこの注意点に記載されています。

運用ガイドライン本体は 50 ページ、資料は 32 ページに移ります。「対応状況の確認」とありますけれども、ウェブアクセシビリティを推進していくという観点では、特にこれまでウェブアクセシビリティの取組をしていないホームページの場合、これは公式ホームページにしても関連サイトにしても同様なのですけれども、そもそもウェブアクセシビリティが確保できているのかどうかを確認してみないといけませんというお話です。問題があるのであれば直していかないとという話ですし、ものすごい問題があるのだったらそのものすごい問題を誰がいつどう直すのかということを考えなければいけないし、軽微な内容であればいつまでにどういうふうに直そうかという計画になるだろうし、いずれにしても対応状況を把握しなければ話が始まりません。それを 5.2 というものに位置づけられています。運用ガイドラインでは、これについて注意点と実施の方法として三つの考え方を提示しておりまして、人による詳細な確認をするというやり方、チェックツールによる確認というやり方、利用者が利用しているソフトを使ってみるというやり方、こういうものを例示しております。

これらに良い点、悪い点、注意点というものがあるということをガイドラインの本体では説明をしております、可能であれば組み合わせで行うのが良いということを説明しているのですが、その辺りは実行段階で運用ガイドライン 50 ページ以降を参照していただきたいと思います。

注意いただきたいのは、ここで行うのはいずれにしても状況の把握ですので、状況把握することだけに全力を投じて力尽きてしまいますと、その先の取組というのが実行に移せなくなるという、もっと重要なのは問題があるのであれば直していこうとか、問題が起きないような体制を改めて作っていこうとか、そういうところが大事なのです。

ここはあくまでも状況をいかに効率的に的確に把握するかというところが工夫のしどころで、その点で「5.2.1 注意点」というところでは、ページ数が多いという傾向があるということ、複数の部署でページ作成を担当しているという傾向があるとか、そういうあたり

に注意をして全体がどうなっているかということ色々なものがまちまちに混在しているということを想定して、把握を行うということが重要です、という説明がなされております。

運用ガイドライン 53 ページ、資料は 33 ページです。ウェブアクセシビリティ方針をどういうふうに設定するかという考え方として、「目指すべきゴール」というものがまず書かれています。「対象となるホームページ等の全体について、できる限り速やかに、AA 準拠を実現する」、これを念頭に、どういう方針を立てられるかということを考えてください、ということがあります。

ポイントというところでは、実現可能な範囲と今後実施する部分というものを明確にして方針を策定するということが重要だというふうに記載されていまして、何かとても大変なので、方針を作るのをやめてしまおうとか、そういうことではなくて、まず現実的にできる範囲というものを、「現実的かつできるだけ高い目標を設定し」とあるのですけれども、正にこの通りでして、非現実的なものにとりあえず AA 準拠と言っておこうとかですね、そういう話ではなくて、皆さんのホームページの出来不出来は違いがありますし、いつ直せるかという事情にも色々な事情の違いがあるでしょうから、現実的かつできるだけ高い目標というものを対象の範囲と期限と JIS のレベルに対して設定をしてください、そして目指すべきゴールという理想的なものを最初の目標として設定することが難しい場合は、段階的にそれを拡大していくとか、深めていくという設定の仕方にしてください、ということが書いてあります。あくまでも最終ゴールはホームページ等全て、そしてホームページ等全体、AA 準拠というものが最終目標なのですけれども、その目標にどういうふうに近づいていくか、何から着手していくか、というところを各団体で検討していただきたいという内容です。

34 ページ、運用ガイドライン 59 ページには、ウェブアクセシビリティ方針として定めて、ホームページ等で公開すべき内容が記載されています。これらは基本的に 2010 年度版の JIS、あるいは 2010 年度版のみんなの公共サイト運用モデルから大きな変更はありませんので、これまで検討してきたものを継続して考えていけばよいと思うのですが、必ず記載すべき事項と記載するのが望ましい事項というのがそれぞれ挙げられておりますので、必ず記載するというものは必ずホームページに載っているという状況に、最終的にはしていただく必要がある。ただ、そこには非常にシビアなことが色々ありまして、どこの範囲をいつまでにどのレベルに持っていくということを必ず記載してください、と書いてあるのです。それには今問題がもしあるとすると、誰がいつどうやってホームページを直すのだ、という問題が必ず裏側にあるはずですので、それをどういうふうに計画して実行できるかということを皆さんの中で検討いただいた上で、いつまでにどの範囲をどのレベル実現します、という目標としてホームページに公開してください、こういう内容です。運用ガイドラインの方にはそれぞれの実施方法と注意点について、より詳細に説明されております。それから、ウェブアクセシビリティ基盤委員会からこの方針策定に関してのガイ

ドラインも公表されていますので、併せて参考にしながら検討をしてください。

35 ページの公開の事例ということで、東京都武蔵野市さんの公開事例を運用ガイドラインより転載しておりますけども、ホームページに公開をするというイメージをこういうふうに思い描いてくださいというものです。このウェブアクセシビリティ方針の公開というものが、もしまだこれをやれていない団体があるとするとも 1 つ目の目指すべき通過点ということになると思います。

36 ページ以降、ホームページを AA 準拠というものに近づけていくために、行うべき取組というものが色々な角度から示されていますのでそれらを確認していきたいと思います。

運用ガイドライン 63 ページ以降に紹介されていますが、64 ページ、67 ページです。資料では 38 ページ、「団体内で使用するガイドライン策定・更新」というものがあります。この団体内で使用するガイドラインというのは、37 ページの「取組の実行」というボックスの中の一番上にスタート地点として設定されています。全ての取組はこのガイドラインに則って、あるいはこれを踏まえて展開していくものというふうにこの取組全体像が示されています。

もう一回中身の方に戻りますけれども、「各団体の掲載コンテンツの特徴やページ作成ソフトなど運用の条件に基づき、ウェブアクセシビリティ対応の方針や対応の重要性、作成のルールなどをガイドラインにまとめます。」、これを団体内で周知をして、そういったページ作りが徹底されるようにしていただく、ということが書いてあります。

団体内での周知というところで、「団体内でのホームページ等の作成のルールと位置付け運用します。」とあります。この運用ガイドラインの中では、例えばこの 38 ページに群馬県さん、神奈川県平塚市さんなどの例が出ているのですが、ホームページのガイドラインというものを使って、それに基づいて色々な取組をやっているとか、あるいはもっと踏み込んでホームページを修正するためのマニュアルを作ってみましたとかですね、そういう取組もいくつか紹介されています。

それから、このガイドラインというものをきちんと位置づけてアクセシビリティに取り組むということについては、これまで一定の成果を上げてきておられる団体さんではかなり当たり前のことになっていまして、つまりウェブアクセシビリティが重要であるということと、守らなければいけないルールがあるということを職員が守るべきルールとしてきちんと位置付けて、業務を運営しているかどうかという話です。JIS というものがあるからみんな守ろうというところで終わるのではなく、自分たちの組織としてこういうふうに JIS の要件を実現するんだ、ということルール化してガイドラインと呼ばれる場合が多いのですが、団体内のルールとしてきちんと位置付けているかどうか、ということです。

ガイドラインの中で紹介されている川崎市さんの事例もあるのですが、先日改めてお話を伺いまして、ホームページのガイドラインというものを持って、職員研修とか改善の取組の拠り所としているというお話でした。この運用ガイドラインの中では、あまりにも当たり前すぎて事例の記載がないのですが、川崎市さんがそうやっていますよ、といったお

話だとか、他にもここに紹介されている団体さんで、ガイドラインを使って運営している団体さんが多いと思います。それぐらい根幹をなす重要なものとして、まずなければ作る、古ければ見直す、中身が不適切であればきちんと有効なものにする、ということをこのガイドラインの解説を参照いただきながら行っていただきたいと思います。

39 ページ職員研修です。この職員研修はウェブアクセシビリティ対応の基盤となる取組というふうにガイドラインで位置付けられています。どうしてかと言いますと、多くの団体さんで、今日お越しの方々も多いと思いますけども、分担してホームページを作っていることが多く、しかも異動があるから、そういったホームページ、HTML についてそもそも知識はないし、ホームページを触ったこともないという人が 4 月からいきなりある部署のホームページ担当になって、情報発信していかないといけない、そういう時にウェブアクセシビリティというものもきちんと考慮されるようにしなければならない、という状態を何とかしていくということを考えた時に、職員研修という取組が非常に重要になってくることを色々な先行事例が示しています。

運用ガイドラインの中では、東京都文京区さんが 8 年間にわたり、職員研修によってアクセシビリティの重要性という意識を向上するということと、毎年、取組のテーマを設定してホームページ改善に職員の方が取り組むということを経続的に行うことで、リニューアルとは別の話として、職員の手でアクセシビリティを高めていく、ということをおられる。そういう成果をあげられている例が運用ガイドライン本体 70 ページで紹介されていたり、宮城県さんの例は少し特殊なのですが、県職員とともに県下の自治体にも声をかけて県下のアクセシビリティを推進していこうといった取組の事例がある。そういったようなことが紹介されていますが、これだけに留まらず実際にアクセシビリティをきちんと確保しているという団体において職員研修を非常に重要な取組として位置づけられていますし、実際にそういう団体で成果が上がっているということが 2010 年の運用モデルが出て以降 2016 年版が作られるまでの間、約 5 年間の自治体さん等々の色々な取り組みにおいて、確認をされているというふうに思います。

ポイントとしてはいくつか運用ガイドラインの中に書いてありまして、CMS ですね、作成システムにチェック機能が備わっていたりという場合でも、この職員研修というものは重要性は変わらない、ということが書いてあります。チェック機能、機械的にチェックする機能があっても職員が意識しなければ実現できないという項目が数多くあるので、CMS の操作を学習するということとは別に、アクセシビリティというものが必要でどうしたらいいのかということをおぼろげに学ぶ機会というのを設けることが必要である。それから公開しているページを改善していこうという場合には、何を改善しなければいけないのか、どこを直さなければいけない、ということをおぼろげに具体的に職員に示して詳しく解説を行ったり、可能であれば実際に直してみるということもしてみる、ということで、成果を上げている例がありますということが紹介されています。

40 ページです。「検証」という取組がありまして、こちらは運用ガイドラインの 72 ペー

ジにあるのですが、既に公開しているホームページについて、アクセシビリティに問題はないかということを定期的に検証することで、アクセシビリティの確保・維持・向上を図りましょうというものです。これは2004年のJISからも入っている概念なのですが、その後も重要なものとして位置付けられてきている。定期的に検証して、問題があれば直す。原因が何なのかをきちんと考えて、同じようなことが起きないようにする。PDCAサイクルを回しましょうというものの非常に重要な1つの柱になるものだと思います。

運用ガイドラインでは、群馬県さんの事例を挙げまして、過去5年間に渡ってホームページのチェックというものをして直せる範囲のものをその年に直して、また、翌年度にチェックをかけて直し漏れのようなものを直すとか、ということを繰り返しながらAAという目標に近づいていこうとしている、という事例が紹介されています。

41ページ「ユーザー評価」です。こちら運用ガイドライン76ページにあります。こちらは実際に高齢者あるいは障害者の方にホームページを閲覧操作してもらうことによって、問題点を把握して、改善につなげようという取組です。JISというものに則ることで、理論的に、できる限り障害者や高齢者が利用した場合に問題がないホームページという物ができ上がるはずなのです。それを推進するのですけれども、一方で、実際の利用画面でどういことが起きているとか、実際に問題が起きていないということを確認しましょうというのがユーザー評価の取組です。利用者のためにしている取組ですので、実際の利用者の利用画面がどうなっているかを確認するというのはとても重要なことだ、ということで、このユーザー評価の取組も2005年のみんなの公共サイト運用モデル、最初の運用モデルから取組が求められております。

運用ガイドラインの中では78ページに東京都杉並区さんの事例が出ていまして、障害者の方にホームページを利用してもらうことを通じて、アクセシビリティの問題を改善することで始められたのですが、言われたことをどんどん直して行って、ずいぶん直っていきまして、もっと情報が探しやすくなるには、便利な情報になるには、のような声も聞けるようになって、非常にホームページの利用者の声を確認しながらより良いものにしていくという良い循環ができました、という取組の紹介もされています。運用ガイドラインの方ではユーザー評価というものの実施の方向や注意点について記載があります。さらに、ガイドラインの中でのユーザー評価については、一般の方、市役所であれば市民の方とかそういう人に協力を求めたり、ということが念頭に書かれているのですが、例えば、地方自治体において一定数の障害のある方を雇用するように、という法律がありまして、ある程度の雇用を実現しているというデータがあります。皆さんの団体の職員の方々の中で協力を仰ぐことで、このユーザー評価という取組の目的としているところのある一定程度まずやってみようという意味で実現できる可能性もあるかと思しますので、それも含めて検討いただけたら良いかと思います。

42ページです。運用ガイドラインは79ページになります。「改善」という取組が紹介されています。これは過去に作ったホームページに問題がある場合にJISに対応するように

改善するという取組です。37 ページでは左下に改善とあって、右側から日々の運用における取組というのが始まっています。この 2 つの取組が JIS に対応していくという意味での両輪になるものでして、まずこの改善というのは過去のホームページを修正しようという取組ですので、もしかするとたくさんページがあったり、たくさん問題がある団体さんの場合はすごくたくさんページを直さないといけないかもしれません。問題が少なければチャチャッと直してしまうで済むかもしれません。たくさん問題がある場合は、場合によっては何年かがかりで職員で分担して直していこうということを今まさにやっている団体さんがたくさんありますので、そういう取組です。それを毎年継続していく取組としてどのような位置付けにするか、ということで「改善」6.2.5 に記載されています。誰がいつどのようにどの程度の期間で改善を行うか検討して実際に改善を行いましょう、ということで運用ガイドラインの中では 81 ページに平塚市さん、82 ページに豊中市さんの事例が紹介されています。平塚市さんの事例は、職員の手で総務省さんの miChecker というチェックツールを使いながらホームページの改善を行っていった、という例です。

それから豊中市さんの例は高齢者、障害者による評価を得て問題が指摘されたものに基づいて修正をかけていこうという取組でして、やり方は違うのですけれども、結果的にやっていることは過去に作ったホームページを修正していこう、改善していこう、という取組なのです。これは先ほど申し上げた通り、全体が対象ですので全部を最終的に AA 準拠というのに持っていこうというところでは、問題があるホームページの場合は避けて通れないところです。これを明日から始めるのか、来月から始めるのか、来年度から始めるのか、誰がするのか。違いが色々あると思いますが、それを計画してください、というのがこのガイドラインが出しているメッセージです。

もう 1 つの両輪となるテーマが次のページ「日々の運用における取組」というところに書かれているもので、これはこれから新しく作るページですとか、更新するページが問題のあるものにならないようにしようという取組なのです。先ほどの改善というのは既に昔作ってしまったとか去年作ってしまったページにまずい点があったら直そうという取組で、「日々の運用における取組」というのは、これから作るページ、これから更新するページに問題が起こらないようにしよう、という取組です。当然これに関しては、ガイドラインがあるかないか、職員研修を適切に行えているか、という影響がとても大きいです。それを踏まえてページを作成する時に注意をしましょう、というのが 6.3.1、運用ガイドライン 84 ページに記載をされていまして、6.3.2、運用ガイドライン 97 ページには、公開前のチェックをしましょう、というようなことが書かれていて、6.3.3 には利用者からの意見収集というものに努めてできるだけ問題があるという意見は確実にとらえながら、場合によっては修正対応というものをきちんとして行こう、ということが書かれています。

「日々の運用における取組」というのは、いつてみれば出血を止めると言いますか、問題を広げないようにする、これから新たな問題を増やさないようにするための取組。これをきちんとどれだけやっていくかということと、過去に作ったページをいつ誰がどう直す

かということをきちんと計画していく、この二つをどうやるかということになると思います。運用ガイドラインの中では84ページ以降に五つの点についてホームページを作る際に注意点というもの、代表的なものを紹介しております。

アクセシビリティをAA準拠するために注意しなければいけない部分はまだまだたくさんあります。どういうふうに注意するかは皆さんのホームページのシステムの違いとか、分担の仕方の違いによって変わってくると思うのですが、この84ページから96ページまでの解説の内容を皆さんの段階で職員の方が理解できるような書き方にして、必要なルールをきちんと網羅する、そういうものがガイドラインだとイメージいただくというのではないかと思います。運用ガイドラインの方では、どの団体さんにも通用するように一般的な書き方にしてあるのですが、実際ソフトのこののところにこういうふうに入れるんです、という話が実際の現場では必要だったり、色々言葉の使い方が違ったりということがあると思いますので、まずホームページの管理者として重要なことということで、5つまず理解いただいた上で、他にも重要なことがJIS対応するためにはあるということは確認をさせていただきます。

46ページにまいります。「外部発注等における取組」というものです。こちらは運用ガイドライン102ページになるのですが、リニューアルを行ったり、新しくホームページを作るような際に、業者さんにデザインを作ってもらったり、システムへの移行を頼んだり、というようなことを行うことを、外部発注で行うということがあると思います。その際にどういう手順で何に注意をしなければいけないかというのが、6.4というところにまとめて書かれております。これは毎日毎日読むものではないと思いますが、近い将来リニューアルですとか、あるいは新しくホームページを作る予定があるとか、計画が浮かび上がってきたとか、今まさに準備をしているとか、実行中であるという方々は、この6.4という章を改めて確認をいただきたいと思います。

注意点というところには、ここに書かれているようなことが適切に行われなかった場合に、アクセシビリティに問題のあるホームページ等が構築される場合があるということを示した上で、例えば、仕様書で具体的に要件を示すとか、プロジェクトの進行過程で十分に検証するとか、その上で検収するとか、というようなことを実行してアクセシビリティの確保を確実に実現するということについては、発注者である公的機関の責任です、というふうに注意書きが書かれています。業者さんになんとかお願いしたらアクセシビリティに配慮のあるものにできあがってくるだろう、そういうふうに発注されて、結果的に駄目なものができ上がってくる、というようなことが起きてしまったら、それは発注者の責任だ、ということが書かれています。きちんと仕様を用意して、できているかどうかを検査するというものを行って、あるいはできているということをきちんと検査した上で納めてもらう。手順を用意するとか、色々な角度で発注者の責任で行ってください、ということが書かれています。

配布資料に取組事例集というのがありまして、運用ガイドラインの事例とともに町村の

事例というものが1ページだけあるのですけれども、その中で地元の業者さんにホームページの構築と運用を面倒みてもらってきているが、アクセシビリティに理解がなく、良いものが出来ていないという聞きとり内容が出てきたりします。なんとなくデザインをリニューアルしてくださいというだけでやって、アクセシビリティが確保できていないということが起きないようにという注意点として、運用ガイドライン 103 ページ以降に実施する前にどういう準備をすべきなのか、そして 103 ページ、資料では 48 ページですけれども、実行段階、構築再構築のプロジェクトの段階でどういうことを行うべきなのか、ということがかなり具体的に記載されております。例えば複数段階での検証を設けてくださいとか、かなり具体的な解説が運用ガイドラインの本体に記載されていますので、これはこういうことに必要が生じている団体さんの見るべきものなのですが、必ず確認をいただいた上で業務に当たっていただきたいと思います。

個別の取組の例としては 48 ページに記載されている、運用ガイドライン 114 ページで千葉県の子孫市さんの例、大幅に掲載が不要なページを洗い出して、本当に必要な情報というものにホームページをスリム化して、その上で、その代わりに残ったページについてアクセシビリティの対応を一生懸命されたという例。あるいは川崎市さんは約 3 ヶ年に渡って取組を行って、ホームページ全体のアクセシビリティを高めるリニューアルを行った。こういった先行事例、紹介が具体的にありますので、そのあたりも確認いただけたら良いかと思えます。

49 ページ、50 ページに 2 つ注意点のようなことが出てきます。49 ページは 2010 年のみんなの公共サイト運用モデルから書かれているものなのですが、CMS についての注意点です。CMS を導入すると、あるいは CMS のアクセシビリティのチェック機能を使えば JIS に AA 準拠できる、というふうに思われている団体さんが結構あります。実際どうなのかなというところを、運用ガイドラインを作る過程でヒアリングを行っておるのですけれども、CMS の機能だけで JIS に準拠できるものではないですよ、ということが 113 ページに具体的に記載がございますので、確認をしてください。特にこれから CMS を導入される、入れ替える団体さんです。CMS のチェックの機能があるということ自体はもちろん有効なわけです。チェックできるものがあるわけですから、警告なり出してもらって修正するというのに使えばいいということなのですけれども、CMS の機能だけではチェックができないこととか、結局職員の方が頭で判断しないと実現しないことがたくさんあるので、CMS を入れれば大丈夫だとか、CMS を入れたらこの運用ガイドラインに求められている AA 準拠ができるということはないので、そういうことは考え違いをしないでください、ということが 49 ページに書かれています。

それから CMS への入れ方、移し方、それによる残念な例というのがたくさんあるということが運用ガイドラインの中で具体的に記載があります。今日は時間の関係でこのところをゆっくり丁寧にお話するのが難しいのですけれども、これから取組の予定があるとか、将来的にあるかもしれないという方はよくよく注意していただきたいところです。わざわざ

ざ 2010 年、2016 年の総務省さんの運用ガイドラインにこの記載があることに注目していただきたいと思います。

50 ページ、運用ガイドライン 116 ページです。「外部サービスを活用した情報発信における取組」ということで、こちらは自前でページを作るのではなくて、例えば、地図情報サービスを部分的に使って、ホームページの中に地図を掲載しようとか、あるいはソーシャルメディアみたいなものをホームページの中に組み込んで情報発信をしていこうと、あるいはソーシャルメディアの情報発信自体もインターネットでの情報発信ですのでウェブコンテンツ、色々な既存のサービスを利用して情報を発信していく場合に、そういう場合でもアクセシビリティの確保というのは十分に考慮してください、ということが解説されています。

この中で、後ほど運用ガイドライン 116 ページ以降をもう一度見ていただきたいのですが、注意点のところに書いてありますが、外部サービスを活用して提供するものも対象です、とまず書かれていました。対象なのです。例えば、外部の地図情報サービスを使っているのが対象外ですとか、検索サービスの検索結果画面が対象外です、というようなことではなくて、アクセシビリティの確保が求められる対象です、ということです。

色々誤解があるのが JIS の 8341-3 の中の「部分適合に関する記述—第三者によるコンテンツ」というところの関係で誤解がある場合があります。第三者によるコンテンツというものが皆さんのホームページの中にあった場合に、そこに関してアクセシビリティが十分にできていなくても、他ができていたら部分適合と言ってよい、というような JIS の規定があるのです。あるということを知っている方が、例えば検索結果の画面は第三者のサービスを利用しているので部分適合です、とか、対象外です、と言ってみたいというような例が出てきているようです。これは誤解がありまして、JIS が言っている第三者のコンテンツというのは、外部の人が皆さんのホームページに対して書き込みをしてくるようなものをイメージしていただくと一番良いと思うのですが、誰がどういうものを書いてくるか皆さん自身が完全には制御しきれない。事前にチェックをするという手順がないので、とりあえず公開されてしまう、というものであったり、そういうものです。職員が書いているわけではないのでルールを徹底しましょうといっても限界があったりといったことです。第三者の方が皆さんのホームページに書き込みをするようなもの、そういうものがあつた場合にその部分について何か問題があつたとしても、一定程度しょうがないという話があるのですが、その話と、地図情報サービスとか検索システムとか SNS とかの話とは全然別物ですので、色々な既存サービスを利用して情報発信していく際もアクセシビリティは可能な限り確保していきましょう、そういうふうに 116 ページ以降に書いてありますので改めて確認をいただきたいと思います。

51 ページ以降に話を移します。「取組内容及び実現内容の確認と公開」というところです。こちらは先ほど全体像をお示しした中で、今ずっと私が紹介してきたのは「取組の実行」というボックスの中です。アクセシビリティを高めるために、あるいは修正して直して行

くということに必要な取組が色々な角度からあると紹介をしてきました。その上で、取組がどの程度やれている、やれていないとか、ホームページの JIS 対応ができていないか、できていないかを確認をして、ホームページに公開していくということを行います。この運用ガイドラインに基づく取組を外に出すという意味では、先ほどのウェブアクセシビリティ方針が一つ目だとすると、もう二つあります。全部で三つありますとお話したのですが、取組内容がどういうふうにできているかの公開と、試験結果の公開です。この話をしていきます。

運用ガイドライン本体は 122 ページになります。今日の資料の中で、取組確認・評価表というものを別でお配りしていると思います。運用ガイドライン本体をお持ちの方はその中にも入っているのですが、よろしければ取組確認・評価表というものを出示していただき、ご覧いただきながら解説を聞いてください。この取組確認・評価表というのは、各団体の取組がその年度の時点でどの程度のことを行えている、行えていないということを一通り確認して、ホームページでどういう取組をやっています、やっていませんということを発表するものです。これは 2016 年ガイドラインで初めて出てきたものになりますので、今年度から初めて行っていただくものになります。取組を先行している団体さんも含めて、どの団体においても今年初めて行うという取組です。今年以降新たに行っていく取組です。

この取組確認・評価シートは 2 つありまして、1 つは「団体全体としての取組確認・評価シート」というもの、もう 1 つが「個々のホームページ等取組確認・評価シート」というものです。2 種類あります。それぞれの違いをざっとご紹介いたします。

まず、取組の全体としての確認評価シートに関しては、公式ホームページそれらの関連サイト、色々なホームページを皆さん運営されているとして、それら全部を対象にして、どの程度の取組ができていないかをその団体として発表するというように使います。運用ガイドラインの中では公式ホームページの担当部署がそれを担っていただくということが念頭に書かれていますけれども、どの部署でそれをするかは皆さんの組織の中の話だと思いますので、いずれにしてもどこかの部署が責任を持って団体全体としての取組状況というものを確認して公表していくというものです。

取組確認・評価シートの団体全体としての方を見ていただけたらと思うのですが、大きく分けると「基本的対応の徹底」というところと「段階的拡大」の二つに分かれていると思います。事前に、できればご自身の団体がどこにマークされるのかやってみてから来てくださると案内をしたので、もしかしたらやってみていただいた方がいらっしゃるかもしれませんが、それも思い出しながら話を聞いていただきたい。このシートは 1 行ごとに評価をしていきます。もしも全く関係のない行が出てきたら割愛するという可能性があるのですが、多くの団体が全体に当てはまっていくということが、特に自治体さんは多いと思います。

まず「対象の把握」という行を見ていただきたいのですが、こちらは団体全体としてアクセシビリティを確保しなければならないホームページ等というのがどこにどの位

あるのか、誰が責任を持っているのかということを確認できているかどうかを評価していくのです。お手元にお配りしている例ですと 1 点というところに背景色がついていると思いますが、「公式ホームページの管理運営担当部署として分かる範囲でリスト化している」、全てしらみつぶしに調べて照会したというところまではできていないけれども、分かる範囲でリストアップしてみた、ということだとすると 1 点という例になっています。これはリストアップすらしていないという話になると 0 点という評価になり、更に各部署に照会をかけるなどして、対象を把握することに努めている団体が複数出てきているというお話をしましたが、そういうことまで徹底して行ってみると 2 点というような話になってまいりまして、どの程度公式ホームページ以外のホームページも含めて対象をとらえるということが具体的にできているかということで点数付けが変わってまいります。

二点目「団体として統一したガイドラインの策定」ということで、ガイドラインがとても重要だという話をしましたが、これができていないと 0 点。お手元の例では 1 点になっていると思いますが、ガイドラインを策定しているということで 1 点。2 点目 3 点目は、方針で目標としている JIS の達成基準を網羅したルール設定ができていると 2 点。最新の JIS に対応できていると 3 点。というような形で、2 点 3 点 4 点と上がっていくにしたがって、理想的なところに近づく一方で、取り組むという観点からすると難易度が上がると見える方もいらっしゃるかもしれません。4 点が最終的に目指していただくべきゴールで、今皆さんが 0 点だったり、1 点だったりということがあると思うのですが、毎年毎年これを確認しながら、1 点でも 2 点でも増やしていただけるように取組確認を行って、結果を公表していくという枠組みになっています。これを今年度からしていただくというものです。

更に下を見ていただきますと、「段階的拡大」というところは、「公式ホームページ」という行がありまして、その下は「公式ホームページ以外のサイト等」、そして一番下は「民間に管理を委託」というふうに 3 つに分かれているのですが、それぞれについて、どの程度アクセシビリティというものが取組の対象範囲としてできているかということで点数が変わっていきます。

公式ホームページですと、一部しかできていない、というものから全ページ・全 HTML を対象に目標を設定して取り組んでいるとなりますと 2 点とか、こういうふうに変っていきます。あるいは公式ホームページ以外のホームページですとか民間に管理を委託しているホームページ等となりますと、全くしていないと 0 点。例えば、いくつかできているけれども方針を公開している例がないと 1 点。あるいはたくさんこのようなホームページがある団体さんにとってはハードルが高くなってくるとは思いますけれども、対象の半分以上について方針を策定して公開して取り組んでいると見える場合は 2 点。これらはやはりどれだけの数があるということがまず把握されていることが前提で、そのうち半分できているとか、全部できているとか、そこまで行けてないとか、ということを確認していただいて、点数をつけていくという枠組みです。こういうふうの評価をしてまいります。

資料 56 ページ、運用ガイドライン 124 ページ、おそらくお手元の確認評価シートでは裏

側になると思いますけども「個々のホームページ等取組確認・評価シート」というところもご確認いただければと思います。こちらは先ほどご紹介したようなアクセシビリティを確保するために必要となる取組をそれぞれのホームページの単位で取組を実行していたり、取組に参加できているかどうかということを確認していきます。これは公式ホームページに関して例えば考えてみますと、どれくらい求められている取組を実行できているかをまず確認することになります。

もう一つの観点としては、色々な関連するホームページとかウェブシステム等というのは、これまでアクセシビリティを一生懸命している団体さんでもアクセシビリティの取組を意識されていないということが非常にたくさんあります。皆さんの団体でもあるかもしれません。そういう団体においてもアクセシビリティを関連するホームページでもきちんと取り組んでいるという状態に近づけていただくための確認の枠組みになっています。「ガイドライン」「職員研修」「検証」「改善」というふうに評価の行が並んでいますが、これらについてそれぞれのホームページという単位で考えた時にできている場合に点数が付いていきます。

あるいは公式ホームページの取組に参加することで、取り組んでいると言える場合も点数をつけて良いというふうに説明がされています。つまり、例えば職員研修というものについて、それぞれのホームページの単位で職員研修をしていただいても良いが、団体全体として職員研修をしよう、そういうものに色々な職員が参加することで結果的に関連サイトのホームページでも、アクセシビリティが意識されるようになるということであれば、個別にするか全体にするかはどちらでも構わないわけですので、個別にした場合でも、全体の取組に参加した場合でも、どちらでも点数をつけても良いというふうになっています。

これらはその下も一緒でして、「取組の実現内容」それから「アクセシビリティの実現内容」とありますが、「取組の実現内容」という行で確認するのはこの確認評価シートのチェックというものを毎年きちんとしているかということなのです。毎年きちんとしているとたくさん点数が付くようになっていまして、していないとこの行の点数が低くなります。その下の「アクセシビリティの実現内容」というのは、この後出てくる試験という取組が毎年できているかということになりまして、これについてきちんとできている場合は、点数が高くつき、全然できてないとか、何年かできていないという場合は低い点数になるということになっています。いずれにしても関連するホームページ等においても、こういった取組内容の確認、実現内容の確認、試験、こういうものを行うように推進いただきたい、ということになっています。

その下は「利用者との協調」とありまして、意見収集ですとか、協力体制の構築ということをどれだけ力を入れて、取り組んでいるか、ということで点数が変わってまいります。ここの行はそれぞれ3点が最高ですが、3点に近づくような利用者との方との関係づくりとか、そういうものを積み上げていくということが求められています。

59 ページ以降の資料を見ていただきたいのですが、こういったチェックをそれぞれ団体

ごととか、個別のホームページに対してチェックをいただいて、1年に1回確認をし、公開をしてください、という内容になっています。必ず記載すべき事項というものが書いてありまして、それから取組確認の評価結果の公開例というものも記載しています。エクセルでこのシートは配布されていますので、エクセルで種別をしていただいて、エクセルなりPDFなりで公開をしていただいても良いと思いますし、少し複雑な表になっているものですから、それだけだとそれ自体がアクセシビリティが確保できていないとなる可能性も高く、その場合は箇条書きで列挙したものを併せて書いてはどうかということで、公開の例の方は箇条書きの記載になっていますが、もちろん表の方も併せて掲載いただけたらよりわかりやすいかと思います。

資料は 64 ページをご覧ください。「ウェブアクセシビリティの実現内容の確認と公開」、これは試験です。試験については植木さんから詳しく触れていただいた部分です。この 2016 年版 JIS X 8341-3 に基づく試験を 1 年に 1 回実施をして、ホームページで公開してください、ということになっています。試験のことにつきまして 65 ページでおさらいということで、ウェブアクセシビリティ方針をどういうふうに設定するかというのがもう一回掲載されていますけども、ウェブアクセシビリティ方針を例えば AA 準拠を目指します、というふうに、公式ホームページ全体に対して AA 準拠を目指します、と設定した場合には、AA 準拠できているかどうかを公式ホームページ全体に対してチェックするわけです。その時に、全ページを試験するというのはあまりにもたくさんページがある場合、なかなか難しいし、それ自体が目的ではないということがあるので、ランダムサンプリングを含めて、抽出をすることで、全体ができている、できていないという評価をして良いですよ、というガイドラインがウェブアクセシビリティ基盤委員会から出ているわけです。

66 ページに掲載しておりますが、運用ガイドラインの中では、例えばということで、10 ページ特に重要なページを選定した上で、ランダムに、無作為に 30 ページを選定して、例えば 40 ページを選定するというような、組み合わせるといことはどういうことかを具体的に例示をしています。こういうふうに重要なページと無作為抽出のページを組み合わせることで、一定の規模の何千ページ、何万ページというホームページに対してのチェックを行うということを目指しています。

試験結果の表示の公開例はたくさん、69 ページ、運用ガイドライン 130 ページに平塚市さんの例を掲載させていただいていますので、こちらも作法がありまして、淡々と公開しているということになります。公開ページとして確認をしてみてください。こういったことを行った上で、ウェブアクセシビリティ方針の見直しが必要だという場合は見直しを行って公開をしていくという事になります。

資料の 72 ページを見ていただきたいのですが、期限を設定してそのうちに目標とするレベルを実現できた場合は、そのレベルを維持するということを目指して再設定して、また一年後に試験をしてくださいという話になっています。

73 ページの方は、期限内に目標とするレベルをもし達成できなかったらという場合が書

いてありまして、その場合は改めて目標とするレベルと期限を現実的かつ高い目標を設定して、改めて設定しなおして取組を行ってください、ということが書かれております。このあたりは取組を行った上で、方針を再設定する際の注意点が、ガイドラインに詳しく書かれています。あるいは再設定している例として神戸市さんが事例として出ていますので見ていただくと良いかと思えます。

最後の方になりましたが、74 ページ、**miChecker** (エムアイチェッカー) という総務省さんのチェックツールがあります。このダウンロードのアドレスについて資料の一番最後の方に書いてあるのですが、今投影していますが、ダウンロードすると、特段インストールということが必要なく、このようなファイル一式がダウンロードされます。**miChecker** というものを起動しますと、いきなりチェックの画面が移動してまいります。このように **miChecker** によろこそ、ということで、このあたりに説明書きが出たりします。

少しだけ、どのようなものか見ていただきますと、出来の悪いサンプルのページを用意してありまして、そのアドレスをここに貼り付けます。**miChecker** に読み込まれました。その上で、上のメニューからアクセシビリティ検証というものを選びますと、チェックがわかりまして、下に結果が出てきます。機械的にチェックできることとか、注意喚起ができることは何でもとにかく情報を出そうという仕組みのチェックツールでして、2010 年から総務省さんが提供しておられるのですが、2016 年版として **HTML5** に対応する形でバージョン 2 というのが公開されています。それがこの結果なのですが、赤い四角がズラッと出ているのを見ていただけると思うのですが、赤い四角は問題ありと **miChecker** が言っているもので、明らかに直さなければいけないだろうとチェックツールが言っているものです。

この他に、この下に黄色いものが続きますが、黄色いものは、問題の可能性大というもので、絶対問題だとまでは言えないけれども、問題である可能性がかなり考えられるので、大丈夫かどうか目で確認してくださいと言っています。例えば、今月というところにスペースが入っているけれども変な読み方にならないですか、ということが書いてありまして、このことですよ、とハイライトしてくれます。だいたいどこのことを言っているのか、場所を特定できる場合ハイライトしてくれますので、このことかと思えて、「いま つき」と読んでしまうかもしれないから、スペースをとろうとかして、修正をしていく。そういうことを支援してくれるツールです。もっと詳しく見ていこうという場合には、ウェブアクセシビリティ基盤委員会が公開する支援情報へリンクをたどっていただけますので、専門的な人が専門的に使うこともできますし、ちょっととりあえずチェックをしてみて、どんな感じが出てくるのかというのをまずやっていただくだけでも意味があると思えますので、是非活用いただけたらと思えます。

では、最後におさらいなのですが、色々なことを一通りお話してきましたが、まず、速やかに行ってくださいという話で、遅くとも 2017 年度末までにということですので、1 日も早く着手するというのを考えていただきたいと思います。そして、全てのページが対象で、公式ホームページだけではなくて、皆さんの組織として提供している全てのホーム

ページ等が対象になるということを改めて確認してください。こうなってきますと、他の部署にも相談しないとどうしようもない、ということが色々な組織で多々あると思います。全部のホームページが対象だということと、全部のページが対象だとまず認識いただいて、最終ゴールはそこですが、そこにすぐに飛んで行けないかもしれませんが、そこに段階的に近づいていくための計画を立ててください。初めからゴールを狭く設定して、ここだけでよいと始めるのではなくて、段階的に理想に近づけていけるようにしてください。

それから数年先までの取組計画というものを作ることがとても重要になると思いますし、今年だけ来年だけというのではなくて、継続的に取組を積み重ねていけるようにしていただきたいということでまとめさせていただきます。